

# ISO26000 と GRIガイドライン

2011年1月24日(月)



ノルド社会環境研究所 調査研究部  
後藤 大介

# 問題意識

ISO26000が普及することによって、  
CSR報告は変わるのか？

# ISO26000とGRIガイドライン

	ISO26000	GRIガイドライン
基本的な性格	社会的責任に関する手引  → <b>活動を扱う</b>	サステナビリティ(持続可能性) 報告のガイドライン  → <b>情報開示を扱う</b>
主な内容	組織がいかに持続可能な発展に 貢献できるかの考え方・留意点  → <b>フロシキ型</b>	組織の持続可能性パフォーマンスに 関する報告方法・指標  → <b>チェック型</b>
策定に携わった 主な主体	消費者、政府、産業界、労働組合、 NGO、サービス・サポート・研究・ 学術その他  → <b>社会寄り</b>	産業界、投資家コミュニティ、労働 組合、市民団体、会計関係者、学 術界その他  → <b>市場寄り</b>

# GRIのISO26000への関与

- ISO26000策定への参画

- GRIは、マルチステークホルダーによるISO26000の策定に当初から参画

- 併用を薦める解説テキストを発表

- 2010年11月、GRIガイドラインとISO26000との密接な関係を解説するテキストを発表「GRI and ISO 26000: how to use the GRI Guidelines in conjunction with ISO26000」
- GRIガイドラインとISO26000の対照表を掲載

[http://www.globalreporting.org/NR/rdonlyres/E5A54FE2-A056-4EF9-BC1C-32B77F40ED34/0/ISOGRIReport\\_FINAL.pdf](http://www.globalreporting.org/NR/rdonlyres/E5A54FE2-A056-4EF9-BC1C-32B77F40ED34/0/ISOGRIReport_FINAL.pdf)

# ISO26000の内容構成

箇条番号・タイトル	概要
1 適用範囲	ISO26000(社会的責任に関する手引)がカバーする事項
2 用語および定義	ISO26000で使用する用語の定義(説明責任、デューディリジェンス、環境・・・)
3 社会的責任の理解	組織の社会的責任が問われる社会的背景、社会的責任の最近の動向、そして社会的責任の基本的な考え方を解説
4 社会的責任の原則	7つの原則(説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重)を解説
5 社会的責任の認識およびステークホルダー・エンゲージメント	組織が社会的責任を実践する基礎となる「自らの社会的責任の認識(把握)」と「ステークホルダー・エンゲージメント」の考え方を解説
6 社会的責任の中核主題に関する手引	社会的責任に関連する7つの主要テーマと、各テーマにおける具体的な課題の説明および取り組みのあり方を解説
7 組織全体に社会的責任を統合するための手引	自らの活動に社会的責任を組み込むための具体的な方法論(関連性・重要性の判断、社会的責任に関するコミュニケーション、信頼性向上など)を解説
付属書A 社会的責任に関する自主的なイニシアチブ及びツールの例	参考資料として、自主的なイニシアチブやツールを例示・紹介(推奨ではない) ※GRIもリストに含まれている
付属書B 略語	略語を解説
参考文献	手引の中で引用・参照した文献をリストアップ

# 3つの問い

(1) ISO26000は、  
「報告の考え方」について、  
新たな提案をしているのか？

(2) ISO26000は、  
「報告すべき内容」として、  
新たな要素をあげているのか？

(3) ISO26000は、  
「報告の形式」について、  
新たに示しているのか？

# ISO26000が示す「報告の考え方」

- 「7.3.2.2 重要性の判断」
  - 組織は、…どの課題がその組織にとって最大の意義をもち、最も重要かを判断するための基準を策定すべきである。
- 「7.5.2 社会的責任に関する情報の特性」

社会的責任に係る情報は、次の条件を備えるべきである。

  - 完全である
  - 理解しやすい
  - 敏感である
  - 正確である
  - バランスが取れている
  - 時宜を得ている
  - 入手可能である
- 「7.5.3 社会的責任に関するコミュニケーションの種類」 ボックス15「社会的責任に関する報告」

組織が社会的責任に関する報告書を作成する際に、次の考慮事項を念頭に置くべきである。

  - 持続可能な発展の文脈
- 「7.6.2 社会的責任に関する報告及び主張の信頼性向上」
  - パフォーマンスの長期にわたる、また同業組織との比較
  - 厳格で責任ある検証プロセスの採用

# 重要な課題に取り組み、報告する

## <ISO26000>

- 自らの決定及び活動に関係する幅広い課題が特定された段階で、組織は、特定された課題を慎重に検討し、どの課題がその組織にとって最大の意義をもち、最も重要かを判断するための基準を策定すべきである。考えられる基準には、次のようなものがある。

- その課題がステークホルダー及び持続可能な発展に及ぼす影響の程度
- その課題に関して行動をとったことによる、又は行動をとらなかったことによる潜在的影響
- その課題に対してステークホルダーが抱く懸念の程度
- これらの影響に関して、社会がどのような責任ある行動を期待しているのかの特定

(7.3.2.2 重要性の判断)

## <GRIガイドライン第3版(G3)>

- 報告書中の情報は、組織の重要な経済的、環境的および社会的影響を反映するテーマおよび指標、あるいはステークホルダーの評価および意思決定に実質的な影響を及ぼすであろうテーマおよび指標を網羅すべきである。

(重要性[マテリアリティ] 定義)

対応



※5.2.2 社会的責任の中核主題及び関連する課題の認識 にも記載あり



# 全ての重要な活動と影響を報告する

## <ISO26000>

- 完全である (complete)  
情報は、社会的責任に関する全ての重要な活動及び影響を取り扱うべきである。

(7.5.2 社会的責任に関する情報の特性)

対応



## <GRIガイドライン第3版(G3)>

- 重要なテーマおよび指標の網羅および報告書のバウンダリーの設定は、経済的、環境的および社会的な著しい影響を十分に反映し、ステークホルダーが報告組織の報告期間内のパフォーマンスを評価できるように行うべきである。

(網羅性 定義)

# 理解しやすく表現する

## <ISO26000>

- 理解しやすい(understandable)  
情報は、コミュニケーションに関与するであろう人々の知識、並びに文化的、社会的、教育的及び経済的背景を考慮した上で提供されるべきである。  
使用する言語及び編成の方法を含めた資料の記述方法は、その情報を受け取るはずであるステークホルダーが理解できるものであるべきである。

(7.5.2 社会的責任に関する情報の特性)

対応



## <GRIガイドライン第3版(G3)>

- 情報は、報告書を利用するステークホルダーが理解しやすく、アクセスしやすい方法で利用できるようにすべきである。

(明瞭性 定義)

# ステークホルダーの関心に応える

## <ISO26000>

- 敏感である (responsive)  
情報は、ステークホルダーの関心に敏感であるべきである。

(7.5.2 社会的責任に関する情報の特性)

対応



## <GRIガイドライン第3版(G3)>

- 報告組織は、自身のステークホルダーを特定し、そのステークホルダーの妥当な期待事項および関心事項に対してどのように対応したかという点を報告書内で説明すべきである。

(ステークホルダーの包含性 定義)

# 情報の正確さを確保する

## <ISO26000>

- 正確である (accurate)  
情報は、事実に基づき正確であるべきである。また、その目的に役立ち、目的に適うよう十分詳細であるべきである。

(7.5.2 社会的責任に関する情報の特性)

対応



## <GRIガイドライン第3版(G3)>

- 報告情報には、ステークホルダーが報告組織のパフォーマンスを評価するための十分な正確性と詳しさが備わっていなければならない。

(正確性 定義)

# 内容のバランスを確保する

## <ISO26000>

- バランスが取れている (balanced) 情報は、バランスが取れ、公正であるべきである。また、組織の活動の影響に関する否定的な情報を省くべきではない。

(7.5.2 社会的責任に関する情報の特性)

対応



## <GRIガイドライン第3版(G3)>

- 報告書には、全体的なパフォーマンスの道理にかなった評価を可能とするために、組織のパフォーマンスのプラス面とマイナス面を反映させるべきである。

(バランス 定義)

# 適切な時期に報告する

## <ISO26000>

- 時宜を得ている (timely)  
古い情報は誤解を招く可能性がある。情報が特定期間の活動に関する内容である場合、対象期間を明示することによって、ステークホルダーは、その組織のパフォーマンスを過去のパフォーマンス及び他の組織のパフォーマンスと比較することができるだろう。

(7.5.2 社会的責任に関する情報の特性)

対応



## <GRIガイドライン第3版(G3)>

- 報告を定期的に行い、情報をステークホルダーが情報に基づく意思決定を行えるタイミングで入手可能とする。

(タイミングの適切さ 定義)

# 入手しやすい形にする

## <ISO26000>

- 入手可能である(accessible)  
特定の課題に関する情報を、関係するステークホルダーに開示すべきである。

(7.5.2 社会的責任に関する情報の特性)

対応



## <GRIガイドライン第3版(G3)>

- 情報は、報告書を利用するステークホルダーが理解しやすく、アクセスしやすい方法で利用できるようにすべきである。

(明瞭性 定義)

# 持続可能な発展の文脈において報告する

## <ISO26000>

- 報告書では、持続可能な発展の文脈で、その組織の目標、業務上のパフォーマンス、製品及びサービスについて記述すべきである。

(7.5 社会的責任に関するコミュニケーション ボックス15)

対応



## <GRIガイドライン第3版(G3)>

- 報告書は、持続可能性の幅広い背景状況に関する組織のパフォーマンスを提示すべきである。

サステナビリティ報告の根底にある問いかけは、ある組織がどのようにして地方、地域またはグローバルなレベルでの経済的、環境的および社会的状況、開発および動向の改善に貢献する、あるいは将来的に貢献しようとしているか、それともそれらの悪化の要因となるのかという点にある。個々のパフォーマンス(あるいは組織の効率性)における動向を報告するだけでは、この根底にある問いかけに答えることにはならない。

(持続可能性の状況 定義および説明[抜粋])



# 比較ができるようにする

## <ISO26000>

- 報告書の性質が、その組織の種類、規模及び能力によって異なるであろうことを認識した上で、社会的責任に関わるパフォーマンスについての報告書を長期にわたって比較できるようにし、かつ、同業組織が作成した報告書とも比較できるようにする。

(7.6.2 社会的責任に関する報告及び主張の信頼性向上)

対応



## <GRIガイドライン第3版(G3)>

- 課題と情報は、一貫性を保って選択、編集、報告されるべきである。報告情報は、ステークホルダーが組織のパフォーマンスを経年で分析するのを可能にし、他の組織との比較の分析に役立つような方法で提示されるべきである。

(比較可能性 定義)

# 内容の検証を可能にする

## <ISO26000>

- データ及び情報を信頼できるソースまで追跡し、そのデータ及び情報の正確性が検証できるような、厳格で責任ある検証プロセスを採用する。

(7.6.2 社会的責任に関する報告及び主張の信頼性向上)

対応



## <GRIガイドライン第3版(G3)>

- 報告書の作成に使用される情報およびプロセスは、検証可能な方法、かつ、情報の品質および重要性を確立するような方法で収集、記録、編集、分析および開示されるべきである。

(信頼性 定義)

# まとめ：両者の対応関係

## <ISO26000>

重要な課題に取り組み、報告する
ステークホルダーの関心に応える
持続可能な発展の文脈において報告する
全ての重要な活動と影響を報告する
内容のバランスを確保する
比較ができるようにする
情報の正確さを確保する
適切な時期に報告する
理解しやすく表現する、入手しやすい形にする
内容の検証を可能にする

緊密に  
対応



## <GRIガイドライン第3版(G3)>

報告書内容確定に関する原則	重要性
	ステークホルダーの包含性
	持続可能性の状況
	網羅性
報告書の品質確保に関する原則	バランス
	比較可能性
	正確性
	タイミングの適切さ
	明瞭性
	信頼性

# ISO26000の「7つの中核主題」

- 組織統治(6.2)
- 人権(6.3)
- 労働慣行(6.4)
- 環境(6.5)
- 公正な事業慣行(6.6)
- 消費者課題(6.7)
- コミュニティへの参画及びコミュニティの発展(6.8)

# 組織統治(6.2)

いずれも項目の表現は簡略化

ISO26000	G3
<p>6.2.3 意思決定のプロセス及び構造 組織の意思決定のプロセス及び構造は、次の事項を可能にすべきである。 ※一部事項は省略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 社会的責任の戦略、目的、目標</li> <li>- 経営者のコミットメントと説明責任の表明</li> <li>- 社会的責任の原則が実践される文化・環境づくり</li> <li>- インセンティブシステム</li> <li>- 公平な上級職への昇進機会</li> <li>- 社会的責任に関する活動への従業員参加</li> <li>- 意思決定者の権限、責任、能力のレベルのバランス</li> <li>- 社会的に責任のある活動と説明責任の遂行</li> <li>- 統治プロセスの定期評価とフィードバック</li> </ul> <p>● ISO26000が求める仕組みや取組みと、G3が掲げる指標は、全体としてほぼ同じ範囲をカバーしている。</p>	<p>1.1 組織の持続可能性戦略に関する最高意思決定者の声明</p> <p>1.2 主要な影響、リスクおよび機会の説明</p> <p>4.1 統治構造</p> <p>4.2 最高統治機関の長が執行役員を兼ねているか</p> <p>4.3 最高統治機関における社外・非執行メンバーの人数</p> <p>4.4 株主・従業員が最高統治機関に提案/指示するメカニズム</p> <p>4.5 最高統治機関メンバー/幹部の報酬と組織パフォーマンスとの関係</p> <p>4.6 最高統治機関が利益相反回避のために実施するプロセス</p> <p>4.7 最高統治機関のメンバーの適性・専門性を決めるプロセス</p> <p>4.8 ミッションやバリューについての声明、行動規範および原則</p> <p>4.9 組織の経済・環境・社会的マネジメントを監督するプロセス</p> <p>4.10 最高統治機関のパフォーマンスを経済・環境・社会的観点で評価するプロセス</p>

## 人権(6.3)

ISO26000	G3
6.3.3 課題1: デューディリジェンス	HR マネジメント・アプローチに関する開示
6.3.4 課題2: 人権に関する危機的状況	
6.3.5 課題3: 加担(complicity)の回避	(直接対応する内容はない) ※HR1~3 投資および調達慣行、HR8 保安慣行 で限定的に言及
6.3.6 課題4: 苦情解決	HR4 無差別 HR9 先住民の権利
6.3.7 課題5: 差別及び社会的弱者	HR1~3 投資および調達慣行 HR4 無差別 HR5 結社の自由 HR6 児童労働 HR7 強制労働 HR8 保安慣行 HR9 先住民の権利
6.3.8 課題6: 市民及び政治的権利	
6.3.9 課題7: 経済的、社会的及び文化的権利	
6.3.10 課題8: 労働における基本的原則及び権利	

- ISO26000では、人権に関する組織の責任を拡張する「加担」という考え方を明確に打ち出している。
- また、G3と比べ、人権について包括的な取組み内容を示している。

## 労働慣行(6.4)

ISO26000	G3
6.4.3 課題1: 雇用及び雇用関係	LA1~3 雇用 LA13~14 多様性と機会均等
6.4.4 課題2: 労働条件及び社会的保護	
6.4.5 課題3: 社会対話	LA4~5 労使関係 HR5 結社の自由
6.4.6 課題4: 労働における安全衛生	LA6~9 労働安全衛生
6.4.7 課題5: 職場における人材育成及び訓練	LA10~12 研修および教育

※HR1~3(投資および調達)の慣行)、HR4(無差別)は全項目に係る

- ISO26000とG3は、ほぼ同じテーマをカバーしている。

## 環境(6.5)

ISO26000	G3
6.5.3 課題1: 汚染の予防	EN19~25 排出物、排水および廃棄物 (オゾン層破壊物質、NOx・SOx等の排気物質、排水、 廃棄物、漏出、有害物質)
6.5.4 課題2: 持続可能な資源の利用	EN1~2 原材料 EN3~7 エネルギー EN8~10 水 EN27 製品およびサービス(再生利用)
6.5.5 課題3: 気候変動の緩和及び気候変動への適応	EN16~18 温室効果ガス
6.5.6 課題4: 環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	EN9 水(取水) EN11~15 生物多様性 EN25 排出物、排水および廃棄物(排水等による水界への影響)

※EN26(製品・サービスの環境影響を緩和する率先取組み)、EN28(遵守)、EN29(輸送)は全項目に係る

- ISO26000とG3がカバーするテーマはほぼ同様。



## 公正な事業慣行(6.6)

ISO26000	G3
6.6.3 課題1: 汚職防止	SO2~4 不正行為
6.6.4 課題2: 責任ある政治関与	SO5~6 公共政策
6.6.5 課題3: 公正な競争	SO7 反競争的な行動
6.6.6 課題4: バリューチェーンにおける社会的責任の推進	SO マネジメント・アプローチに関する開示
6.6.7 課題5: 財産権の尊重	(直接対応する内容はない)

※SO8(遵守)は全項目に係る

- ISO26000とG3がカバーするテーマはほぼ同様。
- ただ、ISO26000が課題にあげる「財産権の尊重」については、G3は対応していない。

## 消費者課題(6.7)

ISO26000	G3
6.7.3 課題1: 公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行	PR6~7 マーケティング・コミュニケーション
6.7.4 課題2: 消費者の安全衛生の保護	PR1~2 顧客の安全衛生
6.7.5 課題3: 持続可能な消費	PR3~4 製品およびサービスのラベリング
6.7.6 課題4: 消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決	PR5 顧客満足度
6.7.7 課題5: 消費者データ保護及びプライバシー	PR8 顧客のプライバシー
6.7.8 課題6: 必要不可欠なサービスへのアクセス	(直接対応する内容はない)
6.7.9 課題7: 教育及び意識向上	PR3~4 製品およびサービスのラベリング

※PR8(遵守)は全項目に係る

- ISO26000が扱う「必要不可欠なサービスへのアクセス」は、G3ではカバーされていない。

## コミュニティへの参画及びコミュニティの発展(6.8)

ISO26000	G3
6.8.3 課題1: コミュニティへの参画	SO1 コミュニティ(事業の影響の評価・管理)
6.8.4 課題2: 教育及び文化	(直接対応する内容はない)
6.8.5 課題3: 雇用創出及び技術開発	SO1 コミュニティ EC5~7 市場での存在感(賃金水準、地元調達、現地採用)
6.8.6 課題4: 技術の開発及び技術へのアクセス	(直接対応する内容はない)
6.8.7 課題5: 富及び所得の創出	EC1 創出および分配した経済的価値 EC5~7 市場での存在感 EC9 間接的な経済的影響
6.8.8 課題6: 健康	(直接対応する内容はない)
6.8.9 課題7: 社会的投資	EC1 創出および分配した経済的価値 EC8 公共の利益のために提供されるインフラ投資・サービス

- ISO26000があげる「教育及び文化」「技術の開発及び技術へのアクセス」「健康」は、G3では未対応。

## まとめ: ISO26000の新たに導入した要素

### ● 人権に関する新たな考え方・取組み

- 人権侵害への「加担」の回避
  - 受益的加担(他者が行った人権侵害から受益する)や、暗黙の加担(継続的な人権問題を提起しない)も、非難の対象に
- 包括的な人権への取組み
  - 人権を包括的に提示し、その尊重・擁護を要請

### ● 社会開発/社会的事業に関連する取組み

- 財産権の尊重 … 財産権の尊重は、技術革新を促し、投資を促進する
- 必要不可欠なサービスへのアクセス … 電気、水道など生活に必須なサービスを入手可能に
- 教育及び文化 … 基礎的な教育を提供し、文化活動を支援する
- 技術の開発及び技術へのアクセス … 最新技術の十分かつ安全な利用を支援する
- 健康 … 公衆衛生を改善し、市民の健康維持を支援する

**= 新世代のCSR活動**  
**→ 新世代のCSR報告**

## さまざまな方法での報告

### <ISO26000>

- ステークホルダーへの報告は、ステークホルダーとの会合、一定期間にわたるその組織の社会的責任関連活動について述べた手紙、ウェブサイトでの情報提供、社会的責任についての定期報告書など、さまざまな方法で行うことができる。

(7.5 社会的責任に関するコミュニケーション ボックス15)

### <GRIガイドライン第3版(G3)>

- 電子データ(CD-ROMなど)あるいはwebベースの報告および印刷版は、適切な報告媒体である。組織は、webと印刷版の報告書を組み合わせて利用することも、どちらか一方の媒体のみを利用することもできる。

(一般的な報告留意事項 報告の媒体)

拡張



- ISO26000はG3よりも、SR報告の形式を自由度が高いものとしている。

# [結論] ISO26000のCSR報告への影響

## ● トリプルボトムラインからESGへ

- GRIが提示する「トリプルボトムライン」の枠組みは、「経済」が扱いにくく、報告の考え方も未確立
- ISO26000は、いわゆるESG(環境、社会、ガバナンス)の枠組みでSRを整理
- 今後、ESGベースの報告が増えることが予想される ※「統合報告」とも両立する

## ● イシュー/社会的課題起点の報告へ

- これまでは、「自社の取組みをガイドラインを参照して整理する」アプローチが大勢
- ISO26000は、最新の社会的責任のイシューを包括的に整理 → 活動の洗い出し/構想に便利
- 「イシュー/社会的課題に対して自社ができることを考える」という逆のアプローチへ

## ● より多様な報告形態へ

- 多くの報告組織は、冊子での「CSR報告/レポート」とウェブサイトに掲載するCSRページを作成
- ISOは「報告書」ではなく「報告(reporting)」とし、多様なコミュニケーション活動を想定
- 地域社会などのステークホルダーに向けても、様々に報告のあり方を構想する方向へ

ご清聴ありがとうございました。

本発表についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

株式会社ノルド社会環境研究所 調査研究部 後藤 大介

E-mail: [daisuke@nord-ise.com](mailto:daisuke@nord-ise.com)

Tel: 03-5524-7333 FAX: 03-5524-7332

〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-10 フォレストタワー7F